

## 議第29号

三島市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例案

三島市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年三島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号及び第4条第1項第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士